

# 健康福祉委員会資料

## (健康福祉局関係)

### 1 令和7年第3回定例会提出予定議案の説明

(7) 議案第134号 川崎市中部リハビリテーションセンター中部日中  
活動センターの指定管理者の指定について

資料1 議案第134号 川崎市中部リハビリテーションセンター中部日中  
活動センターの指定管理者の指定について

別紙 指定管理予定者の選定結果について

令和7年8月28日

健康福祉局

## 1 管理を行わせる公の施設の概要

(1) 名称	川崎市中部リハビリテーションセンター中部日中活動センター
(2) 所在地	川崎市中原区井田3丁目16番1号
(3) 設置条例	川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例
(4) 設置目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の規定に基づき、入浴・排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供、生活能力の向上のために必要な訓練、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援等、一般就労に向けた支援の提供等を行い、利用者の自立の促進や在宅生活の質の向上を図ることを目的とする。</li> <li>・ 地域の様々な主体の連携拠点として、地域全体の支援やサービスの質の向上に貢献していくことを目的とする。</li> </ul>
(5) 施設の事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 障害者総合支援法第5条第7項に規定された生活介護事業に関する事</li> <li>(2) 障害者総合支援法第5条第12項に規定する自立訓練のうち、同法施行規則第6条の6第2号に規定された生活訓練事業に関する事</li> <li>(3) 障害者総合支援法第5条第13項に規定された就労移行支援事業に関する事</li> <li>(4) 障害者総合支援法第5条第14項に規定された就労継続支援事業のうち、同法施行規則第6条の10第2号に規定された就労継続支援B型事業に関する事</li> <li>(5) 障害者総合支援法第5条第15項に規定された就労定着支援事業に関する事</li> <li>(6) 関係機関のバックアップや、地域拠点として地域全体の支援やサービスの質の向上に資する取組に関する事</li> <li>(7) 設置目的を達成するために必要な業務に関する事</li> <li>(8) 川崎市が実施する支援施策との協同・連携に関する事</li> <li>(9) 提案内容の確実な履行及び附属機関(民間活用事業者選定評価委員会)における意見等への対応に関する事</li> </ul>
(6) 現在の管理者	社会福祉法人川崎市社会福祉事業団
(7) 現在の管理運営費	0円

## 2 指定管理者となる団体の概要

名 称	社会福祉法人川崎市社会福祉事業団
所 在 地	川崎市高津区久地3丁目13番1号
代 表 者 名	理事長 佐川 道夫
設 立 年 月	昭和61年2月1日
基 本 財 産 又は資本の額	100億8,358万2,325円
職 員 数 又は従業員数	理事6人、監事2人、職員975人
設 立 目 的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した生活を地域

	社会において営むことができるよう支援することを目的とする。	
事業概要 (令和6年度)	1 第一種社会福祉事業 (1) 障害者支援施設の経営 (2) 特別養護老人ホームの経営 2 第二種社会福祉事業 (1) 身体障害者福祉センターの経営 (2) 障害福祉サービス事業の経営 (3) 地域活動支援センターの経営 (4) 一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業の経営 (5) 老人短期入所事業の経営 (6) 老人デイサービス事業の経営 (7) 介護保険法に基づく第1号通所介護事業の経営 (8) 老人介護支援センターの経営 (9) 保育所の経営 (10) 児童厚生施設(児童館)の経営 (11) 放課後児童健全育成事業の経営 (12) 地域子育て支援拠点事業の経営 (13) 障害児通所支援事業の経営 3 公益を目的とする事業 (1) 居宅介護支援事業の経営 (2) 地域包括支援センターの受託 (3) 川崎市シルバーハウジング生活援助員派遣事業の受託 (4) 地域生活支援事業の受託	
決算 (令和6年度)	事業活動収入計(1)	6,585,065,790円
	事業活動支出計(2)	6,429,403,483円
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	<u>155,662,307円</u>
	施設整備等収入計(4)	49,548,938円
	施設整備等支出計(5)	343,389,874円
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	<u>△293,840,936円</u>
	その他の活動収入計(7)	86,418,155円
	その他の活動支出計(8)	62,772,824円
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	<u>23,645,331円</u>
	当期資金収支差額合計(10)=(3)+(6)+(9)	<u>△114,533,298円</u>
	前期末支払資金残高(11)	4,920,288,714円
	当期末支払資金残高(10)+(11)	<u>4,805,755,416円</u>

### 3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

### 4 選定結果

別紙のとおり

## 5 事業計画

項 目	事業内容
障害者支援に対する考え方、方向性、取組	(1) 利用者の意思決定を支え、利用者が望む、自分らしい生活を実現するために、在宅支援室をはじめとした当該センター内の機関、相談支援専門員やケアマネジャーなどの地域支援者とも、個別支援計画に基づいた目標や期間、支援プロセスを共有し、様々な地域資源を活用しながら連携した支援を実践 (2) 利用者が望む生活を選択できるよう、プログラムは「個別プログラム」、「集団プログラム」、「個別相談」の3本柱で提供し、個別や集団での様々な具体的な体験を通して、意思形成ができるように支援を実践 (3) 利用者だけでなく、その家族に対する支援の実践 等
施設運営計画(提供するサービスの考え方、日課等)	(1) 個々の利用者の目標や課題などのニーズに応じた個別プログラムの実施 (2) コミュニケーションの向上などを目的とした行事やスポーツ、調理、グループワークなどの集団プログラムの実施 (3) 在宅支援室などと連携を密に図ることで支援を検討し、安心して通所できるよう事業所内の環境整備を実施 等
他機関等との協同・連携についての考え方について	(1) 利用者の生活の場である地域の中で、相談支援機関やボランティア等の地域におけるあらゆる方が担い手となりリハビリテーションを提供するため、多様な支援機関との積極的な協同・連携の実施 等
危機管理・安全管理・虐待防止	(1) 防災マニュアルやBCPに基づく訓練及び研修の実施 (2) 事故防止検討委員会における事故の分析及び再発防止策の検討 (3) 事故防止マニュアルの確認を行うなど、事故防止に係る知識や業務の標準化を図るとともに、グループワークやロールプレイを用いたリスクマネジメント研修の実施 等
個人情報保護	(1) 「個人情報保護要綱」などの遵守及び必要な研修等の実施 等
上乘せ提案	(1) 就労支援の質の向上、新規就労及び復職支援に係る専門的指導、相談などを行える就労支援アドバイザー（社会保険労務士など）の配置 (2) 地域の施設や支援学校、地域住民を巻き込んだパラスポーの推進及びパラスポーツを通じた交流の実施 (3) 研修を受講した職員を増員し、疑似的な就労体験の場の提供 等

## 6 収支計画

(単位：千円)

項 目	金額（消費税及び地方消費税を含む。）					合 計
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
収 入	117,378	117,378	117,378	117,378	117,378	586,890
指定管理料	28,183	28,183	28,183	28,183	28,183	140,915
給付費等	83,323	83,323	83,323	83,323	83,323	416,615
利用料金	2,401	2,401	2,401	2,401	2,401	12,005
その他	3,471	3,471	3,471	3,471	3,471	17,355
支 出	112,928	113,094	113,452	114,343	114,139	567,956

川崎市中部リハビリテーションセンター中部日中活動センターの  
指定管理予定者の選定結果について

**1 応募状況**

説明会参加：0 団体

応募団体：1 団体（社会福祉法人川崎市社会福祉事業団）

**2 民間活用事業者選定評価委員会指定管理障害者施設部会委員**

赤塚 光子 （元立教大学コミュニティ福祉学部 教授）

新井 努 （公認会計士）

徳永 亜希雄 （横浜国立大学教育学部 教授）

柳田 正明 （山梨県立大学人間福祉学部 教授）

渡部 匡隆 （横浜国立大学大学院教育学研究科 教授）

**3 選定理由**

次期指定管理業務に関して仕様書に沿った提案がなされており、事業や収支の計画も妥当と言える。また、利用者の意思決定を支え、利用者が望む自分らしい生活を実現するために、在宅支援室をはじめとした当該センター内の機関、相談支援専門員やケアマネジャーなどの地域支援者とも、個別支援計画に基づいた目標や期間、支援プロセスを共有し、様々な地域資源を活用しながら連携して支援を行うとともに、高次脳機能障害を持つ方々の在宅生活の環境調整から就労支援まで幅広い支援を積極的に実施するなど、当該施設の設置目的や第5次ノーマライゼーションプラン等を踏まえた提案を評価し、当該団体を選定した。

**4 審査結果（※基準点855点以上）**

選定基準	配点	指定管理予定者
①施設の設置目的の達成及びサービスの向上	475点	297点
②施設機能の発揮と管理経費の縮減	350点	210点
③事業の安定性及び継続性の確保への取組	250点	150点
④応募団体自身に関する事項	150点	97点
⑤応募団体の取組に関する事項	125点	75点
⑥その他の事項	75点	48点
実績評価点 (標準を0点として、加減点)		0点
合計	1,425点	877点

**5 提案額**

年 額            28,183,000円    (1年間)

指定期間計    140,915,000円    (5年間)